

勾留された被疑者の弁護人選任等の状況（平成13年）

（単位：人）

全勾留事件 (勾留状発付 人員数) 128,615 【注1】	当番弁護士と接見せず，弁護人も選任しない		65,582 + 【注6】	102,200 + 【注6】	弁護人を 選任せず	
	当番弁護士と接見したが，弁護人を選任せず		36,618			
	46,302 【注2】	当番弁護士との接見を 経由し，弁護人を選任 9,684【注3】	被疑者弁護援助制度を利用	5,901 【注4】	26,415 【注5】	弁護人を 選任
			被疑者弁護援助制度を利用せず	3,783		
	当番弁護士との接見を 経由せず，弁護人を選任		16,731 - 【注6】	- 【注6】		

【注1】 全裁判所における請求による勾留状発付人員であり，概数である。（最高裁判所調べ）

【注2】 第2回検討会資料・日弁連2-5「（当番弁護士制度）受付件数推移」中2001年の4万7,143人から，受付後出動するまでに，釈放されたもの，別途弁護人がついたものなど841人（日弁連刑事弁護センター調べ）を引いたものである。

【注3】 このうち初回接見した弁護士による受任数が9,083人，他の弁護士による受任数が601人である。（日弁連刑事弁護センター調べ）

【注4】 第2回検討会資料・日弁連2-7「被疑者弁護援助件数推移」による。

【注5】 被疑者が逮捕又は勾留された被疑事件（事件送致前に釈放されるなど勾留されなかったもの及び終局処分前に釈放されたものを含む。）のうち，弁護人選任届が司法警察員又は検察官に受理されたものの被疑者数である。（法務省調べ）

【注6】 は，逮捕されたが勾留されなかったもので，弁護人選任届が司法警察員又は検察官に受理された被疑者数をさすが（注5かっこ書参照），その数は不明である（勾留されていないので，ここでは，当番弁護士とは接見していないものと仮定している。）。

なお，逮捕されたが勾留されなかったもの（具体的には，警察で釈放，検察官が釈放，家裁調査官の観護，逮捕中公判請求，逮捕中略式命令請求，逮捕中家裁送致，少年鑑別所送致請求，勾留請求却下である。）の総数は，1万3,986人（自動車等による業務上（重）過失致死傷及び道路交通法等違反被疑事件を除く。）である。（法務省調べ）